

2018年3月

発行登録追補書類に記載の事項

オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債

本書および本社債に関する2018年3月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2018年3月13日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。

【発行登録追補書類番号】 28-外23-2
【提出書類】 発行登録追補書類
【提出日】 平成30年3月13日
【今回の売出金額】

オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債

1億790万米ドル (116億4,780万5,000円)

(注) 日本円金額は、便宜上、1米ドル=107.95円の為替レート (2018年3月12日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場) で換算されている。

【発行登録書の内容】

提出日	平成28年7月13日
効力発生日	平成28年7月21日
有効期限	平成30年7月20日
発行登録番号	28-外23
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による訂正年月日	減額金額
28-外23-1	平成29年3月17日	11,036,665,980円 ^(注)	該当なし	
実績合計額		11,036,665,980円	減額総額	0円

【残額】 (発行予定額－実績合計額－減額総額) 488,963,334,020円

(注) 日本円金額は、豪ドル建社債の売出金額8,731万4,000豪ドルおよびニュージーランドドル建社債の売出金額4,238万7,000ニュージーランドドルを、それぞれ1豪ドル=87.42円の為替レート (豪ドル建社債の受渡期日である2017年3月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場) および1ニュージーランドドル=80.30円の為替レート (ニュージーランドドル建社債の受渡期日である2017年3月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行により公表された対顧客電信直物売相場) で換算し、合計したものである。

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	償還年月日	償還金額	減額による訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額		該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし

【残高】 (発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額) 該当なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部【証券情報】

<オーストラリア・ニュージーランド銀行 2021年3月25日満期 米ドル建社債に関する情報>

第1【募集要項】

該当事項なし

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

<前略>

売出券面額の総額又は 売出振替社債の総額	1億790万米ドル
売出価額の総額	1億790万米ドル

<中略>

利 率	年2.50%
-----	--------

<後略>

2【売出しの条件】

<前略>

本社債の概要

1 利 息

各本社債の利息は、2018年3月28日（同日を含む。）から本社債の額面金額に対し年2.50%の利率によりこれを付し、毎年3月25日および9月25日（以下各々を「利払日」という。ただし、下記の調整に従う。）に半年分を後払いする。初回の利払日である2018年9月25日には、2018年3月28日（同日を含む。）から2018年9月25日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000米ドルの各本社債につき12.29米ドルが、その後の各利払日には、その直前の利払日（同日を含む。）から当該利払日（同日を含まない。）までの期間について額面金額1,000米ドルの各本社債につき12.50米ドルが後払いされる。

<後略>

4 地 位

<前略>

法により本社債に関する本社債権者の請求権に優先する債務は、前段落に引用される条項により優先するものを含めて相当あり、本社債の要項（下記「6 社債権者集会に関する事項」に定義される。）により限定を受けない。その他の適用法令の適用はありうるが、オーストラリア銀行法第13A条(3)は発行会社はその債務を履行することが

できなくなった場合、または支払停止に陥った場合、発行会社のオーストラリアにおける資産は発行会社の負債を満たすために以下の順で充当されると規定する：(i) オーストラリア銀行法に基づくオーストラリア適正規制庁 (Australian Prudential Regulation Authority) (以下「APRA」という。) による保護口座の保有者に対する支払に関するAPRAに対する負債、(ii) 特定の状況におけるAPRAの費用に関連する債務、(iii) 発行会社に開設されている保護口座 (オーストラリア銀行法に定義される。) に関連する発行会社のオーストラリアにおける負債、(iv) オーストラリア準備銀行に対する債務、(v) 特定の認定された産業支援契約に基づく負債、および (vi) オーストラリア銀行法第13A条(3)以外での優先順位による発行会社のその他の負債。適用法令の変更により、法により優先されるべき債務の範囲が広がる可能性がある。特に、発行会社は、金融部門法改正 (危機解決権限および関連措置) の2018年法 (「危機管理法」) が2018年3月5日にオーストラリアの法律として成立したことに留意している。とりわけオーストラリア銀行法第13A条(3)は危機管理法により修正され、上記(i)で言及されるAPRAに対する負債は、債務移転の決定 (オーストラリア銀行法で定義される。) で指定される一定額も含むこととなった。債務移転の決定は、1999年金融部門 (移転および組織再編) 法に基づく発行会社から他法人へ事業の全部移転または一部移転にあたるかについてのAPRAによる決定 (または決定案) に関連して、APRAにより行われる。

<後略>

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

- 1 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度 2017年度 (自 平成28年10月1日 至 平成29年9月30日)
平成29年12月22日 関東財務局長に提出
- 2 四半期報告書又は半期報告書
該当事項なし
- 3 臨時報告書
該当事項なし
- 4 外国会社報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 5 外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類
該当事項なし
- 6 外国会社臨時報告書
該当事項なし

7 訂正報告書

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年3月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 参照書類である有価証券報告書（訂正報告書を含む。以下、「有価証券報告書」という。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（平成30年3月13日）現在、重大な変更は生じていない。
- (2) 参照書類である有価証券報告書には将来に関する記述が含まれているが、本発行登録追補書類（添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日現在、オーストラリア・ニュージーランド銀行は当該記述に関して重大な悪変化はないと考えており、本発行登録追補書類に記載すべき追加の将来に関する記述はない。
なお、参照書類、発行登録書、訂正発行登録書および本発行登録追補書類（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。
- (3) 参照書類である有価証券報告書の「第一部 第1 2 外国為替管理制度－為替管理」に記載された事項について、完全性を期すため以下のことを記す：(a) 国連憲章（制裁－リベリア）2008年規則および国連憲章（制裁－コートジボワール）2008年規則は失効した；(b) 国連憲章（制裁－イラン）2008年規則は、国連憲章（制裁－イラン）2016年規則に置き替えられた。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし

以 上